

「茨城沿岸海岸保全基本計画」の改訂について



海岸保全基本計画について

海岸保全基本計画とは、国が定める海岸の保全に対する基本的な指針である「海岸保全基本方針」に基づき、防護・環境・利用の観点から海岸の保全や、海岸保全施設の整備に関する事項等を定めた法定計画である。

防護面

防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める

- ・ 住民等の生命を守ることを最優先とした総合的な防災・減災対策を推進する。

環境面

海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める

- ・ 多様な生態系の基盤となっている砂浜や岩礁、藻場などの保全に配慮しながら、海岸保全施設の配置や形状を検討する。

利用面

海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める

- ・ 背後の地域社会への貢献のために、漁業利用やレクリエーション利用などと海岸保全施設の整備との連携・調和を図る。

改訂の背景

令和2年11月に変更された「海岸保全基本方針」において、将来の気候変動を踏まえた平均海面水位の上昇や、高潮波浪等の強大化への対応が必要であると示された。



これに伴い、茨城沿岸海岸保全基本計画についても

これまでの台風や地震への対策に加え、**気候変動の影響を考慮した災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、環境・利用と調和した海岸保全を推進する計画に改訂**

主な改訂のポイント

防護面

- **気候変動の影響を考慮した防護水準の見直し**
 - ・ 海岸ごとの防護水準の根拠となる高潮、波浪等の高さについて、気候変動の影響を考慮のうえで再検討し、その結果をもとに海岸ごとの「目指すべき堤防高」を修正 (P61～P63、P112～P119)
 - ・ 気候変動への適応を前提としたハード対応及びソフト対応についての記載を追加 (P64)
- 順応的な段階整備による海岸保全施設整備の考え方を提示 (P107～P110)

環境面

- **各種データ等の更新**
 - ・ 茨城沿岸で確認されている動植物、海水の水質等の情報を更新 (P30～P31、P39)
 - ・ 自動車乗り入れ規制に係る取り組み事例を追加 (P41)

利用面

- **各種データ等の更新**
 - ・ 主に観光、漁業に関する情報を更新 (P43、P47～P55)

： 上記の修正とともに、防護・環境・利用の取組みについて、海岸ごとに現在の状況を再整理し、特に防護に関しては、必要に応じ順応的な段階整備を実施することとした。 (P88～P105、P107～P110)

※ 朱書部分は主なページ番号です。詳細については「新旧対照表」をご確認ください。